

[事案 2019-34] 年金年額確認請求

・令和元年 11 月 20 日 和解成立

<事案の概要>

年金開始年齢変更時、保険会社のミスにより、保険証券裏書および年金証書に誤って記載された年金年額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 2 年 9 月に契約した個人年金保険について、55 歳年金開始の 10 年確定年金から 60 歳年金開始の 10 年確定年金へ変更した際、保険会社のミスにより、保険証券裏書、年金証書に誤った年金年額が記載された。その後、年金開始となり、誤記載された金額が支払われていたが、数年経過してから、計算ミスが発覚したとして過払い分の精算を保険会社から求められた。しかし、以下の理由により、保険証券裏書および年金証書に記載どおりの金額を支払ってほしい。

- (1)平成 14 年に契約内容を変更した際に保険証券に裏書された基本年金年額は、その後の毎年の契約内容のお知らせや年金開始時に交付された年金証書においても同額が記載されている。
- (2)上記記載を信じて、毎年保険料を支払ってきたものであり、老後のマネープランもこれを前提として考えてきた。今回、保険会社が提示する額との差額が今後の自分のマネープランに与える影響は大変大きい。
- (3)保険証券は、契約内容を示すものと認識しており、たとえ誤ったものであっても、証券に裏書されたものは効力を有する。一方、保険会社からは、入力ミスのプロセスの説明がなされただけで、提示された金額の正当性を示す客観的な証拠は提示されていない。

<保険会社の主張>

誤記載によって他よりも有利になっている状況を公平なものに戻す必要があるため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立に至る経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社側に誤入力があったことについては争いがなく、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。